

第 5 次日野市男女平等行動計画の体系・骨子の検討

既計画の体系			体系見直しの要素			第 5 次日野市男女平等行動計画の体系(案)			
基本理念	基本目標	基本的施策	国の方針	都の方針	日野市の課題	基本理念(案)	基本目標(案)	基本的施策(案)	新たに加える視点
多様な個性が尊重され、誰もが等しく参画できる豊かな社会	基本目標1 人権が尊重される社会づくり	1 性別に基づく固定的役割分担意識の解消	【第 5 次男女共同参画基本計画】 第1分野 政策・方針決定過程への女性の参画拡大 ○改正女性活躍推進法に基づき、新たに義務付けられる取組内容について、あらゆる機会を通じて事業主に対し周知 第2分野 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和 ○男性の育児休業の取得促進 ○就活セクハラの防止 第3分野 地域における男女共同参画の推進 ○女性デジタル人材の育成や「新たな日常」に対応した多様で柔軟な働き方の定着、様々な課題・困難を抱える女性への支援 ○農業委員や農業協同組合等の理事に占める女性の割合の向上や女性登用ゼロからの脱却に向けた取組 第4分野 科学技術・学術における男女共同参画の推進 ○若手研究者ポストや研究費採択で、育児等による研究中断に配慮した応募要件 ○大学や研究機関に対して、アカデミックハラスメントなど各種ハラスメントの防止のための取組 第5分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶 ○「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」に基づき、今後3年間を「集中強化期間」として取組を推進 ○「生命(いのち)を大切に」「性暴力の加害者にならない」「被害者にならない」「傍観者にならない」ように子どもの発達段階に配慮した教育	【東京都男女共同参画推進総合計画】 ＜基本理念＞ ・男女が、性別により差別されることなく、その人権が尊重される社会 ・男女一人一人が、自立した個人としてその能力を十分に発揮し、多様な生き方が選択できる社会 ・男女が家庭生活及び社会活動に対等な立場で参画し、責任を分かち合う社会 【東京都女性活躍推進計画】 ライフ・ワーク・バランスの実現と働く場における女性の活躍推進 ・生活と仕事を両立できる環境づくり ・妊娠・出産・子育てに対する支援 ・介護に対する支援 ・職場や就職活動におけるハラスメントの防止 ・起業等を目指す女性に対する支援 ・育児や介護等を理由とする離職者に対する再就職支援 ・生涯を通じた男女の健康支援	・固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、仕事や家庭の責任を男女が協力して担っていくことが必要。 ・市民に対する性の多様性を尊重する意識を醸成する啓発の実施及び性的マイノリティ当事者への支援が必要。 ・男女が共に高い関心を持ち、正しい知識・情報を得て、認識を深めるための施策を推進することが必要。 ・市民が主体的に健康づくりに取り組める環境整備を進めることが必要。 ・性別や世代に応じたメンタルヘルス対策にも取り組むことが必要。	多様な個性が尊重され、誰もが等しく参画できる豊かな社会	基本目標1 人権が尊重される社会づくり	1 性別に基づく固定的役割分担意識の解消	
		2 多様な性・多様な生き方を尊重する社会づくり						2 多様な性・多様な生き方を尊重する意識の醸成【名称変更】	・パートナーシップ制度の周知啓発 ・対象拡充(ファミリーシップ制度・事実婚を含めるか等)の検討
		3 生涯を通じた心と身体の健康づくりへの支援						3 生涯を通じた心と身体の健康づくりへの支援	・主体的に健康づくりに取り組める環境整備 ・自分の生き方を考えさせ、判断力をつけるためのプレコンセプションケアの周知 ・リプロダクティブ・ヘルス／ライツの視点を通じた性に関する知識の向上
		4 多文化共生社会の理解促進と外国人への支援							
	基本目標2 あらゆる暴力の根絶をめざす 【日野市配偶者暴力対策基本計画】	1 配偶者等からの暴力の防止と被害者への支援	第6分野 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備 ○ひとり親家庭への養育費の支払い確保 ○高齢男女の就業を促進 ○人権教育・啓発活動の促進 第7分野 生涯を通じた健康支援 ○子宮頸がん検診・乳がん検診の更なる受診率向上 ○不妊治療の経済的負担の軽減と、不妊治療と仕事との両立に関する職場環境の整備 第8分野 防災・復興、環境問題における男女共同参画の推進 ○市町村防災会議について、女性委員のいない会議を早期に解消するとともに、女性委員の割合を増大する取組を促進 ○地方公共団体の災害対策本部について、女性職員や男女共同参画担当職員の配置 第9分野 各種制度等の整備 ○個人の選択に中立的な税制の実現に向け、諸控除の更なる見直しを進める。 ○社会保障制度は、更なる被用者保険の	男女共同参画の推進に向けたマインドチェンジ ・生活と仕事における意識改革 ・教育・学習の充実 ・あらゆる分野における女性の参画拡大 多様な人々の安心な暮らしに向けた支援 ・ひとり親家庭への支援 ・高齢者への支援 ・若年層への支援 ・障害者への支援 ・性的少数者への支援 【東京都配偶者暴力対策基本計画】 配偶者暴力対策 ・暴力を許さない社会形成のための啓発と早期発見 ・多様な相談体制の整備 ・安全な保護のための体制の整備 ・自立生活再建のための総合的な支援体制の整備 ・関係機関・団体等の連携の推進 ・人材育成の推進 ・二次被害防止と適切な苦情対応 ・調査研究の推進 男女共同参画を阻害する様々な暴力への対策 ・性暴力被害者に対する支援 ・ストーカー被害者に対する支援 ・セクシュアル・ハラスメント等の防止 ・性・暴力表現等への対応 【困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する東京都基本計画】 ・対象者の把握から地域での自立まで、多様な支援を切れ目なく包括的に提供 ・本人の意思や意向を最大限尊重し、本人を中心にした支援の実施 ・同伴児童を取り残さない視点から、サポートを強化	・DV被害者のため、継続して、相談窓口の周知を図っていくことが必要。 ・引き続きデートDVに関する啓発を行い、被害を受けている人を相談や支援につなげていくことが必要。 ・被害者の安全を確保し自立に向けた支援を行っていくことが必要。 ・被害者支援の強化や被害者に対する社会的な偏見の解消、性教育や啓発活動の充実が必要。 ・若年層への性被害防止・デジタル性暴力に関する啓発が必要。 ・各種ハラスメントについての情報提供を進めていくことが必要。 ・困難を抱えた女性にとって、最も身近な、支援の端緒となる相談機能を果たすとともに、庁内の推進体制を整備することが必要。		基本目標2 あらゆる暴力を許さない社会づくり【名称変更】 【日野市配偶者暴力対策基本計画】(1.2) 【日野市困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画】(3)	1 配偶者等からの暴力の未然防止と被害者支援	・相談窓口のさらなる周知
		2 性犯罪・性暴力の防止						2 性暴力・性犯罪・ハラスメント等の未然防止と被害者支援【統合】	
		3 さまざまな暴力・ハラスメントの防止						3 困難な問題を抱える女性への支援【新規】	・困難な問題を抱える女性を支援するための推進体制の整備 ・重層的支援体制の充実
	基本目標3 女性と男性があらゆる分野でともに参画できる環境づくり 【日野市女性活躍推進計画】(1～4)	1 女性の活躍推進と女性が働き続けられる環境の整備			・就業継続を望む女性が、出産後もキャリア展望を失わずに活躍できる社会に移行するための支援が必要。 ・家事・育児・介護・家庭の行事等は、家族が共同で行うという意識の啓発に努め、女性と男性の現状認識の差を踏まえ、正しい現状認識を図れるよう、家庭生活における男女共同参画を促進することが必要。 ・性別に関わらず多様で柔軟な働き方を選択できる職場づくりと働き続けられる職場づくりを進めることが必要。 ・好事例の情報提供をするなどして積極的に働きかけることが必要。 ・男性も女性も互いに協力し合い分担することで、仕事と家庭生活、地域活動等を調和させた豊かな暮らしを実現することが		基本目標3 誰もがあらゆる分野でともに活躍できる社会づくり【名称変更】 【日野市女性活躍推進計画】(1. 2)	1 女性の活躍推進と女性が働き続けられる環境の整備	・多様で柔軟な働き方を選択できる職場づくりと働き続けられる職場づくり
		2 家庭生活におけるワーク・ライフ・バランス						2 ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発【統合】	・男性が家庭での責任を果たすための支援(男性の意識改革、パートナーでの理解の充実) ・男性育休取得向上に向けた啓発。
		3 働く場におけるワーク・ライフ・バランス							
		4 地域におけるワーク・ライフ・バランス							

既計画の体系			体系見直しの要素			第 5 次日野市男女平等行動計画の体系(案)			
基本理念	基本目標	基本的施策	国の方針	都の方針	日野市の課題	基本理念(案)	基本目標(案)	基本的施策(案)	新たに加える視点
		5 さまざまな立場から考える防災体制の確立	適用拡大を進める。 第 10 分野 教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進 ○校長をはじめとする教職員や教育委員会における男女共同参画の理解を促進するとともに、学校教育と社会教育において男女平等の理念を推進する教育・学習の一層の充実を図る。 ○校長・教頭への女性の登用	・困難な課題を抱える若年女性への支援を総合的に推進 ・女性相談支援センター、女性相談支援員、女性自立支援施設を軸とした支援基盤の充実・強化と民間団体や関係機関との円滑な連携・協働の推進	必要。 ・男性の育児休業制度の認知向上及び取得しにくい社会情勢の改善が必要。 ・町会・自治会においても男女平等参画の視点を踏まえた防災対策の取り組みを、さらに推進していくことが必要。			3 男女平等参画の視点を踏まえた防災体制の確立【名称変更】	
	基本目標4 男女平等参画の推進体制づくり	1 行政の政策決定過程における女性の参画促進					基本目標4 男女平等参画の推進体制づくり	1 行政の政策決定過程における女性の参画促進	
		2 市民との連携による男女平等参画の推進						2 市民との連携による男女平等参画の推進	
		3 率先行動としての庁内の男女平等参画の充実						3 率先行動としての庁内の男女平等参画の充実	・取組みの庁内外への PR
		4 行政における男女平等参画の推進体制づくり						4 行政における男女平等参画の推進体制づくり	